

# 住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

令和 年 月 日

(あて先) 原村長 殿

申請者 住所  
氏名

上記代理人 住所  
氏名

所在地	原村
建築年月日	令和 年 月 日
取得年月日	令和 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup>
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ)(a)場合に記入)	円
売買価格 (ロ)(a)場合に記入)	円

<備考>

- 1 { } 中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲み、(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ) (b)、(d) 又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ) (a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d) 若しくは (f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限る、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 7 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 8 「売買価格」の欄は、(ロ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

(添付書類)

- (1) 登記完了証及び登記申請書、又は登記事項証明書
- (2) 建築確認済証及び検査済証
- (3) 転入手続きをすませしていない場合は、住民票、入居（予定）年月日を記載した申請者の申立書
- (4) 第 4 1 条の (b) 又は (d) に該当するものは、建築後使用されたことのないものである旨の証明書及び売買契約書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等
- (5) 第 4 2 条第 1 項に該当するものは、登記事項証明書、売買契約書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等
- (6) 第 4 2 条第 1 項に該当するもので、新耐震基準を満たす家屋については「耐震基準適合証明書」、または「住宅性能評価書」
- (7) 第 4 1 条の (c) 又は (d) に該当するものは、長期優良住宅の認定申請書の副本及び認定通知書  
ただし、長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 7 条の規定による変更の認定を受けた場合には、同法施工規則第 5 号様式による申請書の副本及び同法施工規則第 4 号様式による認定通知書

\* 全ての書類は写しで構いません

# 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 41 条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第 42 条第 1 項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 [ 年 月 日 {  新築 } ] がこの規定に  
該当するものである旨を証明します。  
{  取得 }

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買                      (2) 競落

年 月 日

原村長